

授業科目名	国際法Ⅲ
授業科目名（英字）	International Law Ⅲ
時間割	前期 月曜日 2校時 J－3
対象年次及び学年	3年次
担当教員	山本 慎一
ナンバリングコード・水準	B2
ナンバリングコード・分野	JRS
ナンバリングコード・ディプロマ・ポリシー(DP)	bca
ナンバリングコード・提供部局	J
ナンバリングコード・対象学生	3
ナンバリングコード・特定プログラムとの対応	O
ナンバリングコード・授業形態	Lx
ナンバリングコード・単位数	2

関連授業科目	国際法Ⅰ、国際法Ⅱ、国際関係論、平和学、（特）ヨーロッパ国際安全保障論（集中講義）
履修推奨科目	国際法Ⅰ、国際法Ⅱ、国際関係論、平和学、（特）ヨーロッパ国際安全保障論（集中講義）
学習時間	講義90分 × 15回 + 自学自習（準備学習 30時間 + 事後学習 30時間）
授業の概要	国際社会には、国家同士の様々な利害対立から生じる紛争があり、武力紛争だけでなく条約の解釈・適用をめぐる紛争、その他の政治的・経済的な紛争が生じている。中で国際法は、国際紛争の処理にいかなる役割を果たしているのだろうか、さらに国際平和のためにどのような法制度が創られ、履行確保の手段が設けられているのだろうか。この授業では、国際紛争処理法（紛争の平和的解決）、国際安全保障法（国際社会の平和と安全の維持）、武力紛争法（国際人道法）、軍縮国際法（軍備国際平和のための法秩序について解説する。 【他の授業科目との関連】 この授業は国際法の各論に位置づけられるため、国際法の体系の中で総論にあたる「国際法Ⅰ」を受講した上で本科目の履修を推奨するが、本科目から受講しても理解ができる。また国際法は、国際政治の動きとも密接な関連を有しているほか、この授業では特に戦争と平和の問題を中心に扱うため、「国際関係論」や「平和学」を併せてなお、本年度は夏季集中講義で「（特）ヨーロッパ国際安全保障論」が開講予定であるため、学年問わず同科目の履修を強く推奨する。
授業の目的	この授業では、総論である「国際法Ⅰ」と、国際法が規律する諸分野を扱った「国際法Ⅱ」の延長線上に位置づけられる。この授業によって、紛争の平和的処理の仕組み・国際機構の役割を理解することが目的である。
到達目標	この授業では、特に以下の3点を到達目標とする。 ①紛争の平和的処理の仕組みとして、裁判手続と裁判以外の手続の特徴を理解して説明できる。（DPの「言語運用能力」「知識・理解」に対応） ②戦争違法化の歴史を知り、国際の平和と安全の維持のために国際法と国際連合が果たしている役割を説明できる。（DPの「言語運用能力」「知識・理解」に対応） ③武力紛争下の人々の保護や、軍備管理・軍縮及び大量破壊兵器の不拡散といった国際安全保障の諸課題に対し、国際法や国際機構が果たしている役割を説明できる。
成績評価の方法	原則として対面で行う期末試験（筆記試験）の結果（100％）に、任意レポートやMoodle上の質問投稿といった学習への積極的姿勢を加味して（＋1-10％）評価する。
成績評価の基準	成績の評価は、100点をもって満点とし、秀、優、良及び可を合格とする。各評価基準は次のとおりとする。 秀（90点以上100点まで） 到達目標を極めて高い水準で達成している。 優（80点以上90点未満） 到達目標を高い水準で達成している。 良（70点以上80点未満） 到達目標を標準的な水準で達成している。 可（60点以上70点未満） 到達目標を最低限の水準で達成している。 不可（60点未満） 到達目標を達成していない。 ただし、必要と認める場合は、合格、了及び不合格の評語を用いることができる。その場合の評価基準は次のとおりとする。 合格又は了 到達目標を達成している。 不合格 到達目標を達成していない。
	【授業計画】 第1回 イントロダクション ― 授業の概要、国際法Ⅰ・Ⅱの振り返り 第2回 国際紛争処理法① ― 紛争の平和的処理手段、裁判手続 第3回 国際紛争処理法② ― 裁判手続、非裁判手続、国内社会との相違 第4回 戦争・武力行使の違法化 第5回 国際安全保障の方式 ― 勢力均衡と集団安全保障 第6回 国際平和活動の歴史と現状① ― 多国籍軍型軍事活動 第7回 国際平和活動の歴史と現状② ― 平和維持活動、平和構築 第8回 国際平和活動の歴史と現状③ ― 日本の国際平和協力、国際平和活動と国際法 第9回 自衛権の歴史と現状① ― 自衛権概念、集団的自衛権

授業計画並びに授業及び学習の方法	第10回 自衛権の歴史と現状② ― 集団的自衛権、武力行使の正当化 第11回 武力紛争法の意義と課題① ― 武力紛争法の分類・特徴、適用対象 第12回 武力紛争法の意義と課題② ― 害敵手段の規制、犠牲者の保護、履行確保 第13回 軍縮国際法の意義と課題① ― 軍備管理・軍縮と国際法、国際裁判との関係 第14回 軍縮国際法の意義と課題② ― 軍備管理・軍縮条約の展開 第15回 まとめ
	上記の授業回数と講義内容は目安である（講義に関連した講演会等の開催状況次第では、講義内容・日程を変更する場合がある）。
	【授業及び学習の方法】 授業内容に沿ったレジュメを配布し、講義形式で実施する。本授業は教室内での対面を基本として開講する。配付資料については全て電子化し、原則として開講日の前入手し、口頭による解説のメモを取ることが重要である。
	諸事情により通学が困難な受講者に向けて対面教室からZoomを用いてオンラインで同時配信を行うが、授業の進め方は対面での参加者を想定して実施する。したがって性質によっては対面のみで実施し、オンライン配信は行わない場合もある。
	対面授業の参加時にもノートPC等を起動させてメモを作成しながら受講して構わない。周囲の迷惑にならないよう音漏れには注意すること。Zoom内でのチャットや、Moodleなどが必要がある。
教科書・参考書等	本講義は、受講者が国際法の諸分野の学習を進めていく上での指針を与えることを意図している。したがって受講者は、講義内容を手がかりに、参考図書を用いて自学自習にあたっては、理論的側面の理解を前提に、現実の国際関係や日本の対外政策の動向に関心を持ち、それらを法的視点で捉えて思考することが、試験においても求められる。
	【自学自習のためのアドバイス】 1.上記授業項目の内容について、複数の国際法教科書に目を通し、各授業回につき1-2時間程度の準備学習を行う。 2.各授業回終了後、レジュメに記載された国際法教科書・参考書に目を通し、確認質問への答案を作成するため各回2時間以上の事後学習を行う。 3.Moodleへの投稿を通じて内容の理解を深め、疑問点を解消する。
	※本授業は2単位の講義科目ですので、準備学習と事後学習を合わせて60時間の時間外学習が求められます。
	本年度は国際平和活動の分野を扱う際、下記の書籍を教科書として試験の出題範囲に加える。 井上実佳ほか編著『国際平和活動の理論と実践―南スーダンにおける試練』（法律文化社、2020年、2400円＋税） そのほか、国際法Ⅰ・Ⅱで各人が参考にした国際法の教科書を参照すること。
	参考図書は初回の授業時に示すほか、各講義内容に合わせて適宜紹介する。 本講義で扱う内容のブックガイドとして、下記の書籍を推奨する。 赤木完爾・国際安全保障学会編『国際安全保障がわかるブックガイド』（慶應義塾大学出版会、2024年、2000円＋税）
オフィスアワー	国際法学習において条約集は必携である（いずれの出版社でも可）。今年度授業担当者が使用する条約集は、『ベーシック条約集』（東信堂）である。
	【幸町南6号館（法学部棟）3階】 《前期》月曜日13：00-14：00 《後期》月曜日13：00-14：00 （事前にメールで予約した人を優先。事前連絡があれば、他の日時でも対応可能。）
	期末試験は原則として対面で実施し、「電子機器類を含む全て参照可」とするため、Moodleを通じて配布する各種の電子ファイルによる講義資料は、各自で学習用に活用すること。本授業は対面とオンラインを併用するが、授業回によっては完全対面や完全オンラインとなる場合もある。履修者はオンライン環境を各自で整えておくこと。
	なお、『修学案内』の規定に従い、履修した科目の開講時数の2/3以上出席していない場合は単位を修得できない。出席状況の確認のため、対面・オンラインの参加形態に応じて出席を記録する。
	「担当教員ウェブサイト」 https://sites.google.com/view/syamamoto/ 「みらいぶつくー学問・大学なびー」 https://miraibook.jp/researcher/893 「香川大学 × SDGs ACTION」 https://www.kagawa-u.ac.jp/sdgs_action/sdgs/27989/
メールアドレス	yamamoto.shinichi@kagawa-u.ac.jp
教員の実務経験との関連	外務省の国際平和協力調査員及び平和構築人材育成事業の担当経験を踏まえて、国際法科目の中で外交政策や平和構築分野の国際的取り組みについて解説し、その意義や課題について議論する。
特記事項	障がい等により本授業の受講に際し特別な配慮を要する場合は、所属学部・研究科の学務係（医学部・医学系研究科は学生係）又はバリアフリー支援室に事前に相談すること。